問合せ先

危機管理室災害予防課

TEL 082-504-2664

# 被災証明書の申請について

## 1 被災証明について

罹(り)災証明書の発行対象とならない物件等(個人が所有する車、バイク等)について、被災した事実が確認できる場合に証明を行います。

## 2 被災証明書の内容について

罹災証明書の発行対象とならない物件等(個人が所有する車、バイク等)が被害を受けたこと。

## 3 受付窓口

被災した物件を所在する区を管轄する区役所の地域起こし推進課へ、申請者が被災した事実が確認できる写真や被災場所の位置図などを添えて、「被災証明書交付申請書」を提出し、証明書の交付を受けます。

#### 4 申請者

被災物件の所有者、又はその親族

#### 5 受付時間

8時30分から17時15分まで(閉庁日は除く) (西区、安佐南区、安佐北区に限り、21日(土)、22日(日)も申請を受け付けます。)

## 6 交付手数料

今回の豪雨災害に係る被災証明書の交付手数料は免除されます。

## 7 「被災証明書」の交付窓口

被災した物件を所在する区を管轄する区役所の地域起こし推進課

中区 TEL 504-2820

東区 TEL 504-7705

南区 TEL 250-8935

西区 TEL 532-1023

安佐南区 TEL 831-4926

安佐北区 TEL 819-3905

安芸区 TEL 821-4905

佐伯区 TEL 943-9704